平成２７年（フ）第１３２号
静岡県磐田市豊岡6473番地１　リヴェール舞２階0202号、住民票上の住所静岡県磐田市豊浜443番地
債務者　畠山　正樹（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
静岡県磐田市堀之内1372番地４
債務者　伊藤　　淳
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
栃木県宇都宮市雀の宮７丁目26番12号
債務者　唐木小夜美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６０号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1392番地１　メゾンピュア１―103、前住所栃木県芳賀郡益子町大字塙874番地２　雇用団地１―303号
債務者　鎌倉千賀子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６６号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町82番地18　菅野荘202、前住所栃木県宇都宮市西刑部町246番地３
債務者　髙橋　康宏
1　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７５９号
東京都江東区東砂２丁目12―１―408
債務者　常光かおり
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８０号
東京都練馬区関町北２丁目24―４
債務者　安部　宏美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８１号
埼玉県志木市柏町２丁目14―５―201
債務者　金井　　豊
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８２号
埼玉県さいたま市中央区上落合３丁目２―３―201
債務者　平塚めぐみ（旧姓小松・樋口）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８４号
神奈川県横浜市港南区港南６丁目７―32
債務者　稲葉　由美（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８５号
東京都杉並区浜田山３丁目35―25―305
債務者　前田　克壽
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８６号
東京都西東京市泉町６丁目９―11―103
債務者　山崎有希子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８７号
埼玉県新座市栗原１丁目３―31
債務者　工藤　佳樹
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７８８号
東京都練馬区南大泉２丁目12―２―203
債務者　大淵原一郎
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部